

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

区 分	令和2年	令和元年(平成31年)
職員定数	3,479人	3,498人
職員数	3,344 (うち女性 975)	3,297 (うち女性 944)

(注) 職員が携わる職種には、事務職、土木・建築・機械技術職、資格職(保育士、保健師、学芸員等)、技能労務職などがあります。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和2年	令和元年 (平成31年)			
一般行政関係	1,972人	1,948人	24人	新規施策の推進に伴う増など	
特別行政関係	教育委員会	430	417	13	欠員補充による増など
	消防局	503	501	2	翌年度の定年退職者数に合わせた初任教育生の増など
	小 計	933	918	15	
公営企業等会計関係	上下水道局	307	301	6	欠員補充による増など
	病 院	13	8	5	うわまち病院に係る業務増
	そ の 他	119	122	△3	介護保険事業に係る職員数の減
	小 計	439	431	8	
合 計	3,344	3,297	47		

(注) 1 職員数は、一般職を対象とし、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員などを除いていません。

2 一般行政関係とは、教育、消防、公営企業等会計関係以外の部門です。公営企業等会計関係とは、上下水道・病院の公営企業及び特別会計部門です。

(3) 職員の年齢状況

全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

令和2年	平成31年
44.0歳	44.2歳

(4) 採用者の状況

採用試験の実施状況

区 分	受験者	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者	倍 率
一般行政職	人 1,286 (646)	人 783 (353)	人 405 (211)	人 158 (110)	倍 8.1 (5.9)
	449 (197)	268 (91)	166 (57)	65 (31)	6.9 (6.4)
資 格 職	39 (79)	31 (53)	22 (30)	14 (21)	2.8 (3.8)
	32 (40)	28 (28)	20 (16)	13 (12)	2.5 (3.3)
技能労務職	133 (0)	60 (0)	26 (0)	26 (0)	5.1 (—)
	40 (0)	27 (0)	13 (0)	13 (0)	3.0 (—)
消 防 職	92 (132)	45 (37)	21 (16)	12 (6)	7.7 (22.0)
	3 (3)	2 (1)	2 (1)	1 (0)	3.0 (—)
計	1550 (857)	919 (443)	474 (257)	210 (137)	7.4 (6.3)
	524 (240)	325 (120)	201 (74)	92 (43)	5.7 (5.6)

(注) 1 各職種の下段は、女性の該当者数であり、内数です。

2 () 内は平成30年度の状況です。

(5) 人事異動の実施状況

区 分	一般行政関係	教育委員会	消 防 局	上下水道局	計
部 長 級	人 4 (9)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 5 (10)
課 長 級	30 (44)	6 (6)	9 (13)	3 (5)	48 (68)
係 長 級	87 (108)	22 (23)	26 (42)	10 (30)	145 (203)
担 当 者 級	217 (291)	73 (63)	75 (88)	32 (94)	397 (536)
合 計	338 (452)	102 (92)	110 (143)	45 (130)	595 (817)

(注) 1 教育委員会には、校長、副校長、教諭等は含みません。

2 () 内は平成30年度の状況です。

(6) 退職者の状況

事由別退職者の数

区 分	定年退職	自己都合	その他	計
市長部局	55 (59) ^人	19 (24) ^人	2 (8) ^人	76 (91) ^人
教育委員会	16 (15)	4 (3)	3 (4)	23 (22)
消防局	13 (16)	2 (1)	0 (0)	15 (17)
病院	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
上下水道局	10 (4)	2 (4)	0 (2)	12 (10)
合計	94 (94)	27 (32)	5 (14)	126 (140)

(注) 1 定年退職とは定年(原則60歳)により退職するもの

自己都合とは本人の都合により退職するもの

その他とは死亡等により退職するもの

2 ()内は平成30年度の状況です。

(7) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

職 種	常 時 勤 務	短 時 間 勤 務
一般行政職	116 (124) ^人	0 (1) ^人
教 育 職	13 (9)	0 (0)
技能労務職	52 (48)	34 (33)
計	181 (181)	34 (34)

(注) 1 ()内は平成30年度の状況です。

2 職種は再任用時の職種で、一般行政職に医療職、消防職、企業職が含まれています。

(8) 障害者の任用状況

令和2年度	平成31年度
2.45%	2.34%
[2.50%]	[2.50%]
(1.5人不足)	(4.5人不足)

(注) 1 数値は各年6月1日現在の数値です。

2 []内は法定雇用率です。

3 ()内は法定雇用率の達成に不足している人数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 401,050	千円 160,949,339	千円 2,805,076	千円 28,140,685	% 17.5	% 18.9

普通会計とは、公営事業会計（水道、下水道、病院、国民健康保険費、介護保険費、後期高齢者医療費の各事業会計）を除いたものです。

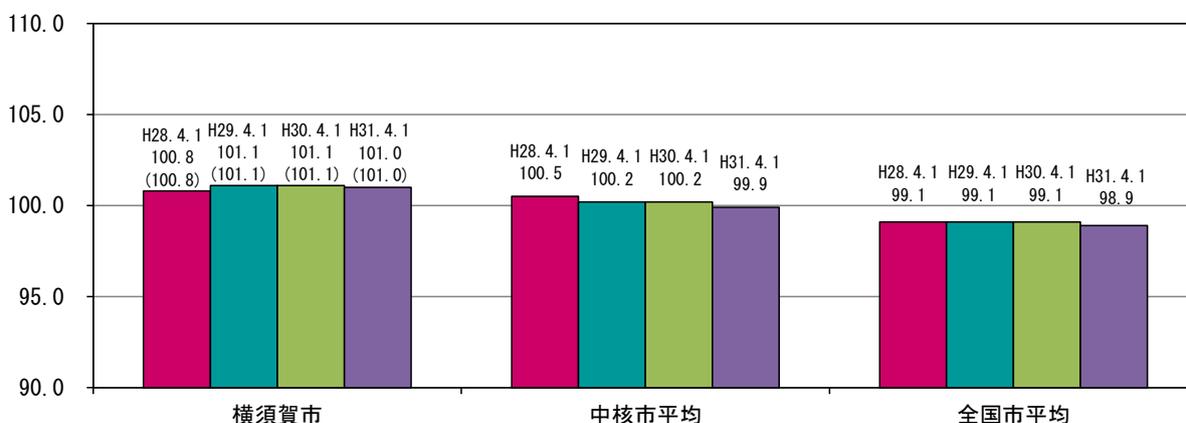
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人 2,905	千円 11,086,218	千円 3,857,950	千円 4,800,423	千円 19,744,591	千円 6,797

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は地方財政状況調査に使用した額（決算額）です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

主な要因として、国に比べ学歴による給与差が少ないことや高齢層職員の給与水準が高いことが挙げられます。今後は、ラスパイレス指数を考慮し、給与の適正化に努めていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、一般職給料表で平均1.9%引下げました。
 なお、激変緩和のため、5年間(令和3年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しています。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準10%に対し、本市においても10%を支給

	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
国基準	10%	10%	10%
横須賀市	10%	10%	10%

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(2年)	42.6歳	317,513円	431,644円	384,704円
神奈川県(元年)	43.3歳	330,103円	432,347円	389,999円
国(2年)	43.2歳	327,564円	—	408,868円
中核市(元年)	41.8歳	319,221円	414,070円	364,521円

②技能労務職

区 分	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース (試算値)
横須賀市(2年)	51.7歳	412人	319,562円	400,504円	372,712円	—
うち清掃職員	53.3歳	157人	343,434円	485,158円	404,536円	7,392,890円
うち学校給食員	49.1歳	102人	306,611円	357,716円	351,226円	5,830,516円
うち用務員	52.1歳	90人	309,666円	370,411円	361,718円	5,986,252円
うち自動車運転手	56.1歳	12人	334,017円	446,206円	387,136円	7,253,030円
うちその他	50.5歳	51人	286,039円	350,946円	333,727円	5,548,289円
神奈川県(元年)	56.2歳	243人	345,076円	419,138円	396,127円	
国(2年)	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	
中核市(元年)	49.8歳	215人	329,746円	399,082円	362,456円	

(注) 1 その他は、ボイラー技士、土木作業員などです。

2 中核市の職員数は平均職員数です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市(2年)	51.8 歳	376,885 円	452,747 円
神奈川県(元年)	43.8 歳	352,486 円	444,026 円
中核市(元年)	46.6 歳	387,978 円	456,095 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(2年)	44.5 歳	319,498 円	417,115 円	371,074 円
国 (2年)	47.3 歳	317,928 円	—	355,144 円
中核市(元年)	39.0 歳	301,512 円	379,262 円	332,976 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(2年)	42.0 歳	327,699 円	447,721 円	399,976 円
中核市(元年)	38.3 歳	303,283 円	407,638 円	348,373 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(6) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		横須賀市	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	191,900 円	188,800 円	総合職 186,700 円 一般職 182,200 円
	高校卒	161,300 円	155,000 円	一般職 150,600 円
技能労務職	高校卒	152,700 円	152,700 円	—
	中学卒	139,900 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	210,900 円	210,900 円	—
看護・保健職	大学卒	196,500 円	—	212,600 円
	短大3卒	186,700 円	—	200,700 円
消 防 職	大学卒	203,400 円	—	—
	高校卒	172,800 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,503 円	353,011 円	386,362 円	411,540 円
	高校卒	—	299,700 円	363,760 円	389,767 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	314,267 円	337,410 円
高等学校教育職	大学卒	—	408,008 円	406,609 円	423,462 円
看護・保健職	大学卒	250,833 円	353,367 円	390,675 円	391,020 円
消 防 職	大学卒	280,163 円	354,867 円	385,820 円	411,925 円
	高校卒	244,317 円	327,075 円	362,940 円	378,564 円

(注) 1 該当する職員がない欄は、「—」としています。

2 該当する職員が少数の場合は、近似の経験年数を含めて、記載しています。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	担当者 (補助的又は定型的な業務を行う担当者)	72 人	4.8 %	143,100 円	265,700 円
2 級	担当者	458 人	30.4 %	172,800 円	336,500 円
3 級	主任 (相当高度な知識経験を必要とする担当者)	443 人	29.5 %	265,500 円	385,600 円
4 級	係長・主査	275 人	18.3 %	290,700 円	396,000 円
5 級	課長補佐 (相当高度な知識経験を必要とする係長・主査)	120 人	8.0 %	320,200 円	414,200 円
6 級	課長	71 人	4.7 %	334,800 円	450,700 円
7 級	次長 (相当高度な知識経験を必要とする課長)	42 人	2.8 %	325,700 円	474,400 円
8 級	部長	23 人	1.5 %	459,400 円	528,500 円
計		1,504 人	100.0 %		

(注) 1 横須賀市の職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 一般職給料表が適用されている職員のうち、一般行政職職員の給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 昇給の実施状況

昇給には以下のものがあります。

① 査定昇給

4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績により、翌年4月1日に5段階の昇給区分で昇給します。(昇給区分をEに決定された一般職員は、昇給しません。)

(一般職員)

昇給区分	A	B	C(標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	5号給 6号給	4号給	1号給以上 3号給以下	0号給

(特定職員：課長級以上の職にある職員)

昇給区分	A	B	C(標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	4号給以上 6号給以下	3号給	1号給 2号給	0号給

② その他の昇給

それ以外に昇給できる場合としては、次の場合があります。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合

(10) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制を行う制度で、査定昇給時の昇給号給数を半分に抑制しています。

なお、国家公務員は、一定年齢以上の職員について、標準の勤務成績では昇給停止となる制度を平成26年1月から導入しています。

職 種	横須賀市	国
一般行政職	昇給抑制：55歳以上	昇給停止：55歳以上 (標準の勤務成績では昇給停止)
技能労務職	昇給抑制：55歳以上	昇給停止：57歳以上 (標準の勤務成績では昇給停止)

(11) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

横須賀市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,651千円	—	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当 (令和2年4月1日現在)

横須賀市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置：なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 3,739千円 21,174千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		1,213,889 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		400 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	10 %	3,037人	10 %

④特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		105,080千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		144,938円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）		23.9%			
手当の種類（手当数）		13			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （元年度決算）	左記職員に対する 支給単価	
福祉業務手当	社会福祉主事、知的障害者福祉司等	社会福祉の現業に従事	8,889千円	日額 300円	
深夜特殊業務手当	総務課警備員、南処理工場交代制勤務者	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事	1,732千円	1勤務 200円～800円	
防疫作業手当	医師、消防吏員以外の職員	感染症患者の救護、防疫作業に従事	40千円	日額 200円	
保健所等業務手当	医師、歯科医師	保健所等に勤務する医師・歯科医師が所定の業務に従事	2,760千円	月額100,000円以内	
特別手当	用地交渉特別手当	全職員	公共用地の取得等に係る交渉業務に従事	14千円	1件 180円（昼間）、230円（夜間）
	下水管内検査等手当	財政部職員、環境政策部職員、土木部職員	下水管内の検査、清掃業務等に従事	0千円	日額 150円（新設管）、300円（使用管）
	自宅待機手当	全職員	業務命令により自宅待機したとき	914千円	日額 450円（平日）、1,800円（週休日、祝日）
	特殊車両運転手当	環境政策部職員、土木部職員	重機車両等の運転業務に従事	0千円	日額 200円
	道路上作業手当	環境政策部職員、土木部職員	指定された路線において、交通を遮断することなく道路の維持・補修作業に従事	40千円	日額 200円
	高所作業手当	資源循環部職員	地上10メートル以上の足場の不安定な高所において、点検・維持管理作業等に従事	180千円	日額 150円
	時間を単位とする特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応等の業務に従事	38,661千円	一般職員 2,280円 医師・歯科医師 4,012円
救急出動手当	消防吏員	救急業務に従事	14,123千円	1回 150円、510円（救急救命士）	
災害出動手当	消防吏員	水震火災等の災害防御又は警戒業務に従事	2,334千円	1回 300円、2,300円（毒性物質等による災害）	
特殊作業手当	消防吏員	地上又は水上10メートル以上の足場の不安定な高所で消防作業等に従事	273千円	日額 150円	
潜水手当	消防吏員	潜水器具を着用して人命救助等のため潜水作業に従事	72千円	200円～1,000円	
交替制勤務手当	消防吏員	常時24時間の勤務に服する職員が当該勤務に従事	26,354千円	1回 600円	
国際緊急援助隊手当	消防吏員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0千円	日額 4,000円	

教員特殊業務手当	高等学校等教職員	教職員が非常災害時における生徒の保護等の業務に従事	8,694千円	1回 400円～7,500円
教育業務連絡調整手当	高等学校教職員 (主任)	教務主任等が担当業務に従事	0千円	日額 200円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	1,146,257千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	377千円
支給実績（平成30年度決算）	1,001,602千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	332千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑥その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)	
扶養手当	配偶者 7,700円	異なる	配偶者 6,500円	326,473千円	253,276円	
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円		配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 父母等 6,500円			
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円					
	扶養親族でない配偶者が ある場合のうち1人 子 10,100円 父母等 7,700円					
	満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子等 の扶養親族(加算) 5,500円					異なる
	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	異なる				借家・借間 支給限度額 28,000円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者：運賃相 当額 支給限度55,000円 交通用具利用者：通勤距 離に応じて支給 支給限度31,600円	同じ	—	297,121千円	109,720円	
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員のうち規則で指定 する職、級にある者に対 して支給 8級（部長） 110,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	異なる	俸給の特別調整額 行政職俸給表（一）を 適用する職員 139,300円～46,300円	309,253千円	820,298円	

初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で採用後35年を経過しない職員に採用後等の期間に応じて支給	異なる	国の制度では、科学技術に関する専門知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。	8,750 千円	1,750,080 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に支給 時間外勤務手当基礎額×25/100×夜間勤務時間数	同じ	—	41,269 千円	108,033 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 5,500円	異なる	勤務1回につき 4,400円～21,000円	4,175 千円	139,150 円
産業教育手当	実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給 給料表の級号給に応じて18,000円～38,000円	—	—	0 千円	0 円
定時制教育手当	定時制課程を置く高等学校の校長及び教員(本務として定時制教育に従事する養護教諭、養護助教諭及び実習助手に限る。)に対して支給 校長 27,000円、教員34,000円	—	—	732 千円	366,000 円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対して支給 給料表の級号給に応じて8,000円を超えない範囲内	—	—	5,500 千円	83,334 円

(12) 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	1,031,000 円
	副 市 長	877,000 円
	代表監査委員	677,000 円
報 酬	議 長	743,000 円
	副 議 長	680,000 円
	議 員	646,000 円
期 末 手 当	市 長	(元年度支給割合) 3.40月分
	副 市 長	(元年度支給割合) 3.40月分
退 職 手 当	市 長 副 市 長	現任期中の市長及び副市長の退職手当は、特例条例により支給しない ≪参考≫条例どおりの支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合の見込額 市長 22,269,600円 副市長 14,207,400円

(注) 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

(13) 給与改定の概要

(一般職)

一般職の国家公務員の給与改定の措置に準じ、次の改定を行いました。

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給料	0.1%引上げ	0.1%引上げ
手当	勤勉手当の引上げ (0.05月)	勤勉手当の引上げ (0.05月)

(特別職)

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給料	改定なし	改定なし
手当	期末手当の引上げ (0.05月)	期末手当の引上げ (0.05月)

参考 令和元年人事院勧告の概要

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

(14) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

その概要は次のとおりです。

種類	内容	支給額
鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給しています。	実費
旅行雑費	市外へのお出張について支給しています。	1日につき200円
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています。	実費 (13,000円を上限)
支度料	外国へのお出張には、支度に要する費用を支給しています。	国に準拠
日当	外国へのお出張には、日当を支給しています。	国に準拠

(15) 公営企業職員の状況

公営企業職員とは、水道、下水道、病院等の公営企業に係る職員のうち、地方公営企業法の職員の身分取扱の規定が適用される職員を指します。

水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 9,017,687	千円 1,139,634	千円 911,858	% 10.1	% 10.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 212,550 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	177人	653,377千円	195,653千円	275,378千円	1,124,408円	6,353千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市 (水道事業)	42.3歳	309,210円	401,793円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市 (水道事業)	横須賀市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,556千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,651千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

横須賀市（水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額 該当なし 22,608千円			1人当たり平均支給額 3,739千円 21,174千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		68,645千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		388千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	10%	177人	10%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		2,199千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		25,871円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）		48.0%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （元年度決算）	左記職員に対する 支給単価
停水執行手当	停水執行担当職員	停水執行業務	0千円	1件当たり200円
特殊作業手当	技術職員	給配水管の漏水修理等 作業	436千円	日額200円
終日・交替制勤務 手当	交替制勤務職員	交替制勤務職員の夜勤 従事	1,263千円	1勤務当たり 1,800円
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従 事	0千円	日額180円（17時15 分以降230円）
下水道管内検査・ 清掃特別手当	技術職員	下水道管等の検査、 汚物清掃業務	1千円	日額 新設管 150円 使用中の管 300円 汚物附着機器清掃150円 上記以外汚物清掃300円
自宅待機手当	技術職員	業務命令による自宅待 機	0千円	日額450円 （休日 1,800円）
時間を単位とする 特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応 等の業務に従事	499千円	1時間当たり 2,280円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	37,511千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	236千円
支給実績 (平成30年度決算)	40,582千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	254千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 7,700円	同じ	-	18,231千円	272,108円
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円				
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円				
	扶養親族でない配偶者があ る場合のうち1人 子 10,100円 父母等 7,700円				
	満16歳の年度初めから満22 歳の年度末までの子等の扶 養親族(加算) 5,500円				
	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円				
住居手当	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	同じ	-	31,817千円	250,525円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者: 運賃相当額 (支給限度額55,000円) 交通用具利用者: 通勤距離に 応じて支給 (支給限度31,600円)	同じ	-	20,208千円	121,733円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち規則で指定する 職、級にある者に対して支給 8級(部長) 110,000円 7級(次長) 85,000円 6級(課長) 75,000円 5級(課長補佐) 60,000円	同じ	-	14,843千円	824,600円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10時から翌日午前5時までの 間に勤務することを命じら れた職員に支給 時間外勤務手当基礎額×25 /100×夜間勤務時間数	同じ	-	2,200千円	157,117円

下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占め る職員給与費比率
元年度	千円 14,092,963	千円 938,122	千円 595,415	% 4.2	% 3.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 257,910 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	127人	495,026千円	145,798千円	212,501千円	853,325千円	6,719千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市 (下水道事業)	45.0歳	318,623 円	409,718 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市 (下水道事業)	横須賀市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,673千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,651千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

横須賀市（下水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額		432千円	21,752千円	1人当たり平均支給額	
				3,739千円 21,174千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		52,434千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		413千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	10%	127人	10%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		1,497千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		30,556円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）		38.6%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊作業手当	技術職員	下水処理業務、下水処理 水の水質試験業務	683千円	日額200円
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従 事	0千円	日額180円（17時15 分以降230円）
下水道管内検査・ 清掃特別手当	技術職員	下水道管等の検査、 汚物清掃業務	10千円	日額 新設管 150円 使用中の管 300円 汚物附着機器清掃150円 上記以外汚物清掃300円
自宅待機手当	技術職員	業務命令による自宅待 機	0千円	日額450円 (休日 1,800円)
時間を単位とする 特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応 等の業務に従事	804千円	1時間当たり 2,280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	26,065千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	233千円
支給実績（平成30年度決算）	23,381千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	216千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 7,700円	同じ	-	16,770千円	270,489円
	配偶者以外の扶養親族 子 10,100円 父母等 7,700円				
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 11,600円 父母等 7,700円				
	扶養親族でない配偶者があ る場合のうち1人 子 10,100円 父母等 7,700円				
	満16歳の年度初めから満22 歳の年度末までの子等の扶 養親族(加算) 5,500円				
住居手当	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	同じ	-	22,126千円	232,900円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者：運賃相当額 (支給限度額55,000円) 交通用具利用者：通勤距離に 応じて支給 (支給限度額31,600円)	同じ	-	14,366千円	117,757円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち規則で指定する 職、級にある者に対して支給 8級（部長） 110,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	同じ	-	12,541千円	836,040円

3 職員の勤務状況等

(1) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和元年度の平均取得日数	平成30年度の平均取得日数
14.2日	14.6日

(2) 特別休暇の概要と取得状況

種 類	付与日数	取 得 者 数	
		令和元年度	平成30年度
ド ナ ー 休 暇	必要な期間	人 1	人 1
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	5日以内	0	0
結 婚 休 暇	7日以内	43	50
パ ー ト ナ ー シ ッ プ 休 暇	7日以内	0	—
出 産 休 暇	産前産後8週間	47	41
育 児 休 暇	1日2回、1回30分	6	5
出 産 補 助 休 暇	3日以内	74	63
忌 引 休 暇	1日から10日以内	439	486
追 悼 休 暇	1日	31	35
夏 季 休 暇	7日以内	3,242	3,270
災 害 休 暇	7日以内	0	0
	必要な期間	995	38
リ フ レ ッ シ ュ 休 暇	6日の範囲内	401	328
看 護 休 暇	10日以内	301	286
短 期 介 護 休 暇	5日以内 (2人以上は10日以内)	26	19
そ の 他	—	1	0

(注) パートナーシップ休暇は、令和元年度から導入しました。

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに3回を超えず通算6か月以内で指定する期間内において休暇（1日または1時間単位）を取得することができます。

区 分	取 得 者 数	
	令和元年度	平成30年度
介護休暇	人 1 (1)	人 3 (2)

(注) ()内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 介護時間の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間内において、休暇（1日2時間を限度）を取得することができます。

区 分	取得者数	
	令和元年度	平成30年度
介護時間	人 0 (0)	人 0 (0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

区 分	取得者数	
	令和元年度	平成30年度
病気休暇	人 427	人 489

(6) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は対象となる子が3歳になるまでの期間、部分休業は対象となる子が小学校に就学する直前までの期間（1日2時間を限度）について取得することができます。

区 分	取得者数	
	令和元年度	平成30年度
育児休業	人 53 (36)	人 39 (29)
部分休業	51 (47)	49 (45)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 配偶者同行休業の概要と取得状況

公務において活躍されることが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度です。

区 分	取得者数	
	令和元年度	平成30年度
配偶者同行休業	人 0 (0)	人 0 (0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(8) 安全衛生管理体制の整備状況

(各年4月1日現在)

組織等	説明	令和元年	平成31年
		設置者数等	設置者数等
安全衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため、また、労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	12委員会	12委員会
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	8人	8人
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	41人	41人
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	21人	21人
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	5人	5人
安全衛生委員会委員	安全衛生委員会を運営するための委員で、総括安全衛生管理者又は準ずる者、安全管理者から事業者が指名した者、当該事業場の労働者のうち安全に関し経験を有する者	127人	127人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行等があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分者 延39人

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給
	人	人	人	人
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)		
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	39 (25)	
その職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)		
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)		
刑事事件に関し起訴された場合			0 (1)	
条例に定める事由による場合			0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	39 (26)	0 (0)

(注) 1 ()内は平成30年度の状況です。

2 休職は新規発令件数です。

(2) 懲戒処分者 延4人

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
	人	人	人	人
給与・任用に関する不正	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般非行関係	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
収賄等関係	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管理監督責任	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
計	1 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)

(注) 1 ()内は平成30年度の状況です。

2 地方公務員法以外の措置として訓告等があります。

5 職員の研修の状況

(1) 庁内研修

①基本研修 各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために行う研修

新規採用職員研修ほか	令和元年度	平成30年度
	延 1, 253人	延 949人

②能力開発研修 人材育成基本方針に基づく求められる能力ごとに必要な知識の習得や能力開発を目的とした研修

人権、さわやか対応研修ほか	令和元年度	平成30年度
	延 801人	延 1, 147人

③自由選択研修 業務にすぐに役立つスキルを身につけるために行う研修など

財務研修ほか	令和元年度	平成30年度
	延 2, 601人	延 6, 927人

(2) 派遣研修 より広い視野や専門的な知識を身につけるために、職員を外部の専門機関などへ派遣することにより行う研修

市町村アカデミーほか	令和元年度	平成30年度
	延 517人	延 513人

(3) その他の研修 自己啓発支援、職場集合研修など

自主研究グループ活動援助、 職場接遇研修援助（モニター）ほか	令和元年度	平成30年度
	延 157人	延 438人

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区 分		令和元年度		平成30年度	
		傷 病	死 亡	傷 病	死 亡
通勤災害	認定発生取扱件数	2 件	0 件	5 件	0 件
	公務上認定件数	2	0	5	0
	公務外認定件数	0	0	0	0
	認定手続申請中	0	0	0	0
公務災害	認定発生取扱件数	23	0	23	0
	公務上認定件数	21	0	20	0
	公務外認定件数	1	0	0	0
	認定手続申請中	1	0	3	0

(2) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。また、保健師が健康診断後の事後指導を行うとともに、職場への巡回を含めた健康相談を実施しています。

(3) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、人事課に相談窓口を置いて、産業医と保健師が随時相談に応じているほか、精神科医、臨床心理士及び産業カウンセラーによるメンタル相談を実施しています。また、職員を対象にメンタルヘルスの研修を行っています。

(4) セクシャルハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントに対しては、職員の相談窓口を人事課において、随時相談を受け付けています。相談を受けた場合、必要に応じて専門の相談員による対応をしています。また、職員を対象にセクシャルハラスメントに関する研修を行っています。

(5) その他職員福祉のための独自の制度の概要

ア 事業内容

横須賀市職員厚生会は、職員の保健、元気回復その他厚生に関することを増進するために設置された組織で、職員からの会費、横須賀市からの交付金をもとに運営されています。

主な事業	1 文化・教養事業	文化体育奨励費
	2 給付事業	カフェテリアプランなど
	3 保養・厚生施設事業	えらべる倶楽部など

イ 負担率（給料月額に対する負担率）

	会員掛金	市交付金	負担割合（個人：市）
令和元年度	6/1000	3.4/1000	10：6

ウ 令和元年度市交付金決算額 38,322,767 円

エ 見直しの状況

平成 19 年度から交付金の算定方法を改め、市負担額を削減しました。

7 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立）

（1）勤務条件に関する措置要求の概要と状況

令和元年度当初継続件数	新規申立件数	処 理 件 数					令和元年度末継続件数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

（2）不利益処分に関する審査請求の概要と状況

令和元年度当初継続件数	新規申立件数	処 理 件 数					令和元年度末継続件数
		処分取消	処分容認(棄却)	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

8 その他

(1) 定員適正化計画及び職員削減の状況

横須賀市は、平成9年度から平成13年度の5年間で職員を295人削減する定員適正化計画を策定しました。

平成14年度から平成16年度においては、第3次『行政改革推進のための実施計画』を策定し、「人件費率29%未満」の数値目標のもとで、職員削減に取り組みました。

平成17年度には、行政改革大綱を改定し、その取り組みを示した『集中改革プラン』において、平成18年度から平成22年度までの5年間で職員325人の削減を計画しました。ただし、この期間内に市民病院の指定管理者移行等を行った結果、定員の削減数は653人となりました。

平成23年度から平成25年度においては、『行政改革プラン』を策定し、28人の定員の削減を実施しました。

平成26年度からは、さまざまな行政需要に対する「適正化」という視点を新たに加えた『第2次行政改革プラン』（計画期間平成26年度～29年度）を策定し、職員数の適正化に取り組みました。（定員削減数52人）

平成30年度からは、『第3次行政改革プラン』（計画期間平成30年度～33年度）により、引き続き、職員数の適正化に取り組んでいます。

なお、令和2年度では、業務の委託化などで定数を削減した一方、実人員数上は欠員を補充したことなどで推移に違いが生じています。

過去10年間の年次別職員削減状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
定員	人 3,320	人 3,313	人 3,311	人 3,337	人 3,355
前年度比較	△19	△7	△2	26	18
実人員	3,206	3,199	3,157	3,187	3,187
前年度比較	△81	△7	△42	30	0

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
定員	人 3,364	人 3,456	人 3,477	人 3,498	人 3,479
前年度比較	9	※ 92	21	21	△19
実人員	3,204	3,302	3,315	3,297	3,344
前年度比較	17	※ 98	13	△18	47

※平成29年の前年度比較のうち62人は、横須賀市・三浦市消防広域化に伴う増です。

(2) 特定事業主行動計画の実施状況

ア 仕事と子育て両立支援プラン

横須賀市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、横須賀市特定事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プラン」を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を推進しています。

計画の数値目標に対する実績（目標年次 令和2年度）

項目	目標値	令和元年度 実績	(参考) 計画改訂前の直近5年間 (H22～H26)の平均実績
① 男性職員の 育児休業取得率	25%	19.1%	2.2%
② 女性職員の 育児休業取得率	100%	100.0%	99.3%
③ 年次休暇の 取得日数	年間15日	14.2日	11.8日

イ 女性活躍推進プラン

横須賀市は、平成27年9月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、横須賀市特定事業主行動計画「女性活躍推進プラン」を策定し、すべての女性職員が個性と能力を十分に発揮することができる体制づくりを進めています。

計画の数値目標に対する実績

項目	目標値 (下段は目標年次)	令和元年度 実績	(参考) 目標設定時の数値 (下段は年次)
① 採用試験（消防吏員を除く）受験者の女性割合	50% (令和2年度)	35.8%	30.4% (平成26年度)
② 消防吏員採用試験受験者の女性割合	15% (令和2年度)	3.3%	6.2% (平成26年度)
③ 女性職員の課長補佐選考試験の受験率	50% (令和2年度)	20.0% ※1 (平成30年度)	33.3% (平成27年度)
④ 男性職員の育児休業取得率	13% ※2 (令和元年度)	19.1%	1.5% (平成26年度)
⑤ 女性職員の育児休業取得率	100% ※2 (令和元年度)	100.0%	100.0% (平成26年度)

※1 課長補佐の選考は、令和元年度から試験を廃止し、人事評価等による勤務実績に基づく方法に変更しています。

※2 育児休業取得率は、上記のア 仕事と子育て両立プランにおいて同じ目標を掲げ、令和2年度を年次とした目標値を設定しています。